

葛飾区選挙管理委員会の傍聴及び会議録の取扱いに関する要綱

平成 23 年 12 月 22 日
選挙管理委員会決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区選挙管理委員会規程（昭和 40 年 4 月 1 日選管告示第 8 号）第 7 条の 2 第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、葛飾区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の傍聴及び会議録の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の申出)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、委員長に葛飾区選挙管理委員会傍聴申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、5 人以内とする。

2 傍聴人が前項の数を超えたときは、先着順とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他危険な物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、傘等を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオ、携帯電話（電源の入っていないもの等を除く。）の類を携帯している者
- (5) 写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者（第 6 条の規定により、委員長の許可を得た者を除く。）
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛にし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (2) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合は、速やかに退場しなければならない。

(1) 委員会が非公開となり、委員長が退場を命じたとき。

(2) 傍聴人がこの要綱に違反し、委員長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(会議録の整備)

第8条 会議録は、委員会閉会后1カ月を目途に整備するものとする。

(会議録の閲覧等の申出)

第9条 会議録の閲覧及び複写(以下「閲覧等」という。)をしようとする者(以下「閲覧人」という。)は、委員長に葛飾区選挙管理委員会会議録閲覧等申請書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定により、閲覧等の申出があったときには、委員長は会議録の写しをもって閲覧等をさせるものとする。

(閲覧等の実施等)

第10条 会議録の閲覧等は、職員の立会いのもとで、委員会が指定した場所で行う。

2 委員長は、閲覧人が前項の規定に違反する恐れがあると認めたときは、会議録の閲覧等を中止させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の傍聴及び会議録の取扱いに関しては、区議会委員会条例、区議会傍聴規則及び区議会委員会の傍聴に関する規程の例による。

付 則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。